# 有給休暇はとれていますか?有休は権利です!

2015年2月度の相談状況

# 1. 労働相談の概況

#### 1) 相談者数・件数について

「資料 1. 2015 年 2 月、相談者数(雇用形態、男女別、業種別)より」 「資料 3. 2015 年 2 月、相談件数(雇用形態別・相談項目別)より」

今年2月の相談者数は46人で先月(61人)より減少し、前年同月(60人)と比べても減少しています。

相談項目数については、76 件、一人あたり 1.62 件となっており、前年同月 (105 件)より減少しています。

#### 2) 男女別、雇用形態別相談者数について

「資料 1. 2015 年 2 月、相談者数(雇用形態、男女別、業種別)より」

男性 23 人 (50.0%)、女性 23 人 (50.0%) と男性、女性は同率となっており、雇用形態別では、社員 20 人 (43.5%)、社員以外 24 人 (52.2%)、不明 2 人 (4.3%) となっています。

社員以外では、パートが7人(15.2%)、臨時7人(15.2%)、契約社員5人(10.8%)、です。

今回の相談者は非正規労働者数が正規労働者数を上回っており、男性労働者と女性労働者の相談数が同数です。

#### 3) 業種別相談者数、相談件数について

「資料 2. 2015 年 2 月、相談者数 (業種別・相談項目別) より」 「資料 3. 2015 年 2 月、相談件数 (雇用形態別・相談項目別) より」

業種別相談者は、多業種に分散し、内訳は「医療・福祉・医薬品業」9人(19.6%)、「小売業・飲食店」7人(15.2%)、「その他サービス業」4人(14.3%)「食品加工業」4人(8.7%)、「建設・設計・重機業」4人(8.7%)、通信・報道・IT業」4人(8.7%)と続き、医療・福祉関係の労働者からの相談が増えています。

#### 4) 相談項目(内容)について

「資料 3. 2015 年 2 月、相談件数(雇用形態別、相談項目別)より」

主相談項目別相談件数では、「労働時間関係」19 件、「雇用関係」16 件、「賃金関係」11 件、「労働契約関係」9 件と続いています。

今回は、「労働時間関係」の相談が増えていますが、とりわけ年次有給休暇が 取得出来ないとの相談が多かったのが特徴です。

### 5) 違法率

「資料 4. 2015 年 2 月、違法件数(雇用形態別・相談項目別)より」

相談項目数件中、違法件数 37 件、違反率は 44.6%で、前月より減少しておりますが、相変わらず、時間外手当の未払い、年次有給休暇が取得出来ないなどの労働基準法違反が多く、違法を知りながらの悪質な違反が目立ちます。

「労働時間関係」10件、「賃金関係」8件、「雇用関係」6件、「労働契約関係」 5件と続いています。

# 2.2月の雇用情勢

2月の時点では、解雇、雇止めなどの雇用問題は減少傾向にはありますが、賃金の未払い、年次有給休暇(有給)がとれないなどの労働基準法等の労働法違反が増えています。

パート労働者からの年次有給休暇に関する相談が増えています。

パートなど有期雇用労働者や時間給の人に対して、会社は「パートだから、 有期雇用には有休はない。」と言うことがありますが、それはウソです!

今回の相談でも、会社は、パートだから有給を与えていなくても違法ではないとの、間違った解釈で、年休をとらせない、なかには、違法を知りながら、 年休をとらせない悪質なケースもあります。

賃金やボーナスなど不利益な扱いをすることによる有給取得を妨害する行為 は労基法違反です。

パート労働者自身が、年休に関する知識がないことも、有給がとれていない 要因となっています。

通常の付与日数は、6ヶ月以上勤務すると年休は10日、1年6ヶ月で11日、2年6ヶ月で12日、3年6ヶ月で14日、4年6ヶ月で16日、5年6ヶ月で18日、6年6ヶ月で20日であり、消化しなかった日数は翌年繰越されます。

パート労働者など有期雇用労働者や時間給の労働者でも年次有給休暇がとれます。この場合は、30時間未満で週の労働日数4日以下の労働者の場合は、通常の付与日数を比例して年次有給休暇がとれます。

週4日の労働日数の場合は、6ヶ月以上勤務すると年休は7日、1年6ヶ月で8日、2年6ヶ月で9日、3年6ヶ月で10日、4年6ヶ月で12日、5年6ヶ月で13日、6年6ヶ月で15日となります。

年次有給休暇は、会社が恩恵的に与えるものではなく、労働者が仕事を離れ

て英気を養うために、法律で決められた労働者の権利です。会社は、理由にかかわらず、原則として休暇申請を拒否することは出来ません。

労働者の権利についての基礎知識を知る必要がありますが、全体には認識が不足している状況があります。会社に対する不安、不満、問題が発生したときに一人では解決は難しいことから、あきらめないで、自分のみで判断するのではなく、必ず当さっぽろ労働相談センターに相談しましょう。

以上

#### 【項目別参考資料】

資料 1 2015 年 2 月 相談者数(雇用形態·男女別·業種別)

資料 2 2015 年 2 月 相談者数 (業種別、相談項目別)

資料3 2015年2月 相談件数(雇用形態別、相談項目別)

資料 4 2015 年 2 月 違法件数 (雇用形態別・相談項目別)